

(様式3)

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)

(単位:千円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	備 考
収入項目	利用料金収入	17,491	17,491	17,491	17,491	17,491	
	その他の収入	2,851	2,851	2,851	2,851	2,851	
収入合計(A)		20,342	20,342	20,342	20,342	20,342	
支出項目	人件費(常勤職員)	40,488	40,488	40,488	40,488	40,488	
	人件費(非常勤職員)	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	
	施設維持管理費	16,814	16,814	16,814	16,814	16,814	
	水道費	926	926	926	926	926	
	修繕費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	その他の経費	0	0	0	0	0	
支出合計(B)		61,118	61,118	61,118	61,118	61,118	
(C)=支出合計(B)-収入合計(A)		40,776	40,776	40,776	40,776	40,776	県からの指定管理料
(C)の5か年の合計		203,880					

(注1) 支出合計(B)-収入合計(A)を県からの指定管理料とするため、収入項目には県からの指定管理料は含めないこと。

(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注3) 各年度ごとの収支計画は別紙(様式3-1)に記入すること。

(様式3-1)

令和6年度鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	利用料金収入	施設使用料収益	17,491
	その他の収入	教室参加料収益	845
		イベント収益	251
		雑収益	210
		自動販売機手数料	1,545
収入合計(A)			20,342
支出項目	人件費(常勤職員)		40,488
	人件費(非常勤職員)		1,890
	施設維持管理費	旅費交通費	148
		通信運搬費	260
		消耗品費	500
		印刷製本費	450
		賃借料	229
		保険料	254
		租税公課	3,579
		報償費	205
		手数料	600
		委託料	10,569
	負担金補助	20	
	水道費		926
修繕費		1,000	
その他の経費		0	
支出合計(B)			61,118
県からの指定管理料	支出合計(B) - 収入合計(A)		40,776

(注1) 支出合計(B) - 収入合計(A)を県からの指定管理料とするため、収入項目には県からの指定管理料は含めないこと

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式3-1)

令和7年度鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	利用料金収入	施設使用料収益	17,491
	その他の収入	教室参加料収益	845
		イベント収益	251
		雑収益	210
		自動販売機手数料	1,545
収入合計(A)			20,342
支出項目	人件費(常勤職員)		40,488
	人件費(非常勤職員)		1,890
	施設維持管理費	旅費交通費	148
		通信運搬費	260
		消耗品費	500
		印刷製本費	450
		賃借料	229
		保険料	254
		租税公課	3,579
		報償費	205
		手数料	600
		委託料	10,569
	負担金補助	20	
	水道費		926
修繕費		1,000	
その他の経費		0	
支出合計(B)			61,118
県からの指定管理料	支出合計(B)－収入合計(A)		40,776

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの指定管理料とするため、収入項目には県からの指定管理料は含めないこと

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式3-1)

令和8年度鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	利用料金収入	施設使用料収益	17,491
	その他の収入	教室参加料収益	845
		イベント収益	251
		雑収益	210
		自動販売機手数料	1,545
収入合計(A)			20,342
支出項目	人件費(常勤職員)		40,488
	人件費(非常勤職員)		1,890
	施設維持管理費	旅費交通費	148
		通信運搬費	260
		消耗品費	500
		印刷製本費	450
		賃借料	229
		保険料	254
		租税公課	3,579
		報償費	205
		手数料	600
	委託料	10,569	
	負担金補助	20	
水道費		926	
修繕費		1,000	
その他の経費		0	
支出合計(B)			61,118
県からの指定管理料	支出合計(B)－収入合計(A)		40,776

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの指定管理料とするため、収入項目には県からの指定管理料は含めないこと

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式3-1)

令和9年度鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	利用料金収入	施設使用料収益	17,491
	その他の収入	教室参加料収益	845
		イベント収益	251
		雑収益	210
		自動販売機手数料	1,545
収入合計(A)			20,342
支出項目	人件費(常勤職員)		40,488
	人件費(非常勤職員)		1,890
	施設維持管理費	旅費交通費	148
		通信運搬費	260
		消耗品費	500
		印刷製本費	450
		賃借料	229
		保険料	254
		租税公課	3,579
		報償費	205
		手数料	600
		委託料	10,569
	負担金補助	20	
	水道費		926
修繕費		1,000	
その他の経費		0	
支出合計(B)			61,118
県からの指定管理料	支出合計(B)－収入合計(A)		40,776

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの指定管理料とするため、収入項目には県からの指定管理料は含めないこと

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(様式3-1)

令和10年度鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務に関する収支計画書

法人等の名称(公益財団法人鳥取県スポーツ協会)

(単位:千円)

		内訳	金額
収入項目	利用料金収入	施設使用料収益	17,491
	その他の収入	教室参加料収益	845
		イベント収益	251
		雑収益	210
		自動販売機手数料	1,545
収入合計(A)			20,342
支出項目	人件費(常勤職員)		40,488
	人件費(非常勤職員)		1,890
	施設維持管理費	旅費交通費	148
		通信運搬費	260
		消耗品費	500
		印刷製本費	450
		賃借料	229
		保険料	254
		租税公課	3,579
		報償費	205
		手数料	600
		委託料	10,569
	負担金補助	20	
	水道費		926
修繕費		1,000	
その他の経費		0	
支出合計(B)			61,118
県からの指定管理料		支出合計(B)－収入合計(A)	40,776

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの指定管理料とするため、収入項目には県からの指定管理料は含めないこと

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。